

記者発表資料 1枚

令和2年4月23日
県有建築物保全推進連絡会議
(事務局 土木部営繕課)

「福島県県有建築物の耐震化の状況」を公表します。

平成19年2月に策定した「福島県県有建築物の耐震改修計画（平成26年3月改定）」に基づき、令和元年度に実施した耐震改修等の結果を公表します。

1 令和元年度に実施した耐震改修について

計3棟の耐震改修を実施しました。

耐震性能ランク	C→A	C→B	計
改修棟数	2	1	3

2 耐震化の状況について

令和2年4月1日時点の耐震化率は、平成31年4月1日時点の98.8%から0.3ポイントアップし99.1%となりました。令和2年度末における耐震化率の目標98%以上を達成しておりますが、引き続き、未改修建築物の耐震化を推進してまいります。

なお、耐震化率の算定にあたっては、原発事故による避難指示区域の指定等により使用停止中の建物（計35棟）は、対象としておりません。

耐震性能 ランク	旧耐震基準の建築物				計	新耐震基準 の建築物	計画対象 合計
	A	B	C	D			
棟数	728	19	8	5	760	683	1,443

耐震化率 = (A + B + 新耐震基準の建築物) ÷ 計画対象合計

99.1% = (728 + 19 + 683) ÷ 1443

- ※1 「福島県県有建築物の耐震化の状況」は別紙のとおりです。
- ※2 「福島県県有建築物の耐震改修計画」及び上記「福島県県有建築物の耐震化の状況」は、福島県ホームページの「土木部営繕課」のページに記載しています。
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/taisinkouhyou.html>)

【問い合わせ先】

土木部営繕課
(担当者名) 主幹兼副課長 村上 金彦
電話 024-521-7524 (内線) 3681
FAX 024-521-7717

(参考資料)

○新耐震基準の建築物と旧耐震基準の建築物

・新耐震基準の建築物	昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定の基準により建設した建築物。 (建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない程度の地震(震度6強～7程度)に対し、建築物の柱、壁、梁、斜材などに部分的なひび割れ等の損傷を生じて、最終的に崩壊からの人命の保護を図るもの。)
・旧耐震基準の建築物	上記以前の基準により建設した建築物。

○「福島県県有建築物の耐震改修計画」による対象建築物

①県の地域防災計画で指定された「防災上重要建築物」

946棟(うち旧耐震基準589棟)

②耐震改修促進法第14条に規定する「特定建築物」

497棟(うち旧耐震基準171棟)

合計1,443棟(うち旧耐震基準760棟)

※「特定建築物」:不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物

○耐震性能のランク

ランク	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(耐震性能)
A	大地震※1の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。
B	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い、施設機能※2が確保できないおそれがある。
C	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
D	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。

※1:大地震とは建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかもしれない地震であり、震度6強から震度7を想定しています。

※2:施設機能とは、大地震後、当該建築物が大きな補修をすることなく防災活動、避難、救護活動、医療活動等の拠点として使用できることをいいます。